

建設局発注の業務委託契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）  
（令和6年8月分）

[illegible]

## 随 意 契 約 理 由 書

### 1 委託名称

舞洲スラッジセンター送泥ネットワーク監視設備点検業務委託

### 2 契約相手方

三菱電機プラントエンジニアリング株式会社

### 3 随意契約理由

本業務は、舞洲スラッジセンターの送泥ネットワーク監視設備について点検を行うものである。

送泥ネットワーク監視設備は、舞洲スラッジセンターの送受泥設備が正常に運転することを監視するために重要な役割を果たしており、送受泥設備の日常運転について高い信頼性を維持させるため不可欠な点検である。

送泥ネットワーク監視設備は、三菱電機（株）が設計製作及び施工したもので、点検業務にあたっては、同設備のシステム構成を熟知し、適切な方法で点検、測定、調整を実施する必要がある。また、点検に際しては、製作当初の設計に基づき、製作時と同一の手法を用いて当該機器の分解及び再組立を行う必要があり、製作会社独自の技術を必要とする。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、点検後の一貫した責任と性能について保証を持たせる必要がある。

よって、本業務を委託できる業者は、三菱電機（株）から監視設備の点検業務を移管されている三菱電機プラントエンジニアリング（株）のみである。以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター（電話番号 06-6460-2830）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

令和6年度 下水道科学館展示設備点検業務委託

## 2 契約の相手方

株式会社丹青社

## 3 随意契約理由

下水道科学館は、下水道の役割の普及・啓発を目的として平成7年に開館した体験型学習施設で、常設の展示設備を設置している。

本業務は、展示物の安全で安定的な運用に必要な定期点検を委託するものである。

本展示設備は、株式会社丹青社が設計・制作したもので、点検業務にあたっては、展示物の構成を熟知し、最も適切な点検を実施するとともに、点検に伴う当該機器等の分解及び再組立を製作当初の設計に基づき、製作時と同一の手法を用いて行い、展示物としての性能を継続維持させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社にその点検を行わせることはきわめて困難であり、かつ、点検後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、当該展示物の制作会社である上記業者に随意契約を行うものである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

## 5 担当部署

建設局 下水道部調整課（電話番号 06-6615-7586）